

小倉藩の産物会所と日田金

楠本, 美智子

<https://doi.org/10.15017/2230716>

出版情報 : 史淵. 120, pp.79-120, 1983-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



小倉藩の産物会所と日田金

楠 本 美智子

はじめに

先に分析・紹介した豊後日田の千原家は、文政期末以降貸付業に経営の主力をおき、天保年間に急成長を遂げ、広瀬家と共に日田金を代表する商人となった。その貸付対象は大名、農民、商人と多岐に渡っているが、その経営のあり方に広瀬家と大きな差異がある。広瀬久兵衛は府内藩・対馬藩田代領・福岡藩等で単に大名貸するだけでなく、財政改革に参加して積極的に日田金を活用し、その手腕でもって成果をあげるなど稀有な存在として知られるが、一方千原家の貸付のあり方はその他の日田商人がそうであったように、金子を融通して利子を得るのみで、貸付対象とする藩の政策に参加することはなかった。千原家の経営のあり方が地味な存在であるだけに、これまで広瀬家に比べて研究が少ないようである。ここでは、千原家が嘉永七年に譜代大名である小笠原小倉藩の御用達となり、銀主として第二次長州征伐の前年まで融資を続けた産物会所と安政の改革、並びに千原家の小倉藩への融資状況について述べることを目的としている。

殊に譜代小倉藩は嘉永六年の対外関係の緊迫化を契機として軍備増強策をとり、元治元年・慶応二年の長州征伐等幕末の混乱の中で日田郡代と特に緊密な関係を持ったが、そのような中で小倉藩御用達を務めた千原家の存在意義は

大きい。

一 千原家の経営と小倉藩

千原家の「店卸帳」（第1表）を見ると、天保期で急成長した経営は嘉永から安政期にかけて落込み、純益がマイナスになる年が続く（嘉永二・三・五・六、安政一・二・四）。安政二年の店卸有前（自己資本）がその頃の最低を示している。しかしその後貸付金が急増して資産も増し、それまでにない程の純益が安政五年から慶応二年まで続いている。殊に文久元年には八二四貫目余（一九文銭）と「店卸帳」を通して最高の純益があがっている。「店卸帳」は毎年正月に作成されるので、その年の「店卸帳」はその前年度分の経営を表わしており、「店卸帳」でみる限り、千原家の経営状態が良かったのは安政二・四年から慶応元年までということになる。丁度この期間は、千原家が小倉藩御用達になって産物会所の銀主を引請けてから産物会所が廃止されるまでの時期と一致している。嘉永期の金融業の低迷期をのりきるのに、千原家にとって小倉藩への貸付が大きなプラスとなったことになる。

このことを確かめるために、千原家の小倉藩への貸付状態を詳細に書上げた「仕入帳」で見とみる（第2表）。この表の作成に当って、小倉本藩への貸付を「小倉役場」とし、支藩千束藩を「小倉分家」とした。家臣への大口貸付は「小倉役場」の中に入れ、小口貸付は省略した。「万屋・柏木・堤」は産物会所を機能させた中心的商人で、ここでは彼らへの貸付を一つに纏めた。「蔵本」は小倉城下の商人で、日田御用達を引請けていたので、特別に一項を設けた。その外は郡毎に纏めた。

千原家の小倉藩への最初の貸付は文政一〇年で額は少ない。領内の商人に対しては、蔵本彦六に天保期より飛脚賃を抵当に貸すなど少額の取引きがあり、農民に対しても天保一四・弘化元年に上毛郡内に各一〇〇両、嘉永元年田川郡内に一五両、同二年仲津郡内に一〇〇両といった具合に件数も額もまだ少ない。それらが急増するのは役場に対し

第1表 千原家の店御帳

(19文銭立)

資 産	資 産 内 訳				可払出分	店御有前 (自己資本)	その年の純益
	酒・味噌・ 醤油・塩	貨 付	田 地	そ の 他			
嘉永1	買 5667 472 85 取分 317 389 6	買 4158 390 6	買 60	買 1131 692 65	買 4953 992 05	買 713 480 8	買 6 663 35
2	買 6097 049 65 取分 258 956 5	買 4554 780	買 50	買 1233 312 65	買 5406 789 5	買 691 260 15	買 - 22 220 65
3	買 6744 794 79 取分 429 897 5	買 4767 924 6	買 45	買 1501 972 65	買 6134 643 95	買 610 150 8	買 - 81 109 35
4	買 7210 296 25 取分 459 725 1	買 4962 145 65	買 40	買 1748 425 5	買 6463 691 95	買 746 604 3	買 136 453 5
5	買 6585 474 6 取分 363 063 6	買 4906 859 05	買 35	買 1271 736 4	買 5977 396 7	買 608 077 9	買 - 138 526 4
6	買 7247 460 8 取分 343 027 9	買 6022 911 45	買 30	買 851 521 45	買 6679 996 45	買 567 464 35	買 - 40 613 55
安政1	買 7594 000 45 取分 342 833	買 6160 821 4	買 25	買 1065 346	買 7081 179 85	買 512 820 6	買 - 54 643 75
2	買 8369 473 9 取分 397 387 8	買 6945 462 7	買 25	買 1001 62 34	買 8094 946 15	買 274 527 75	買 - 238 292 85
3	買 8593 731 55 取分 316 376 1	買 7290 621 3	買 25	買 961 734 1	買 8168 121 45	買 425 610 1	買 151 082 35
4	買 8425 511 1 取分 344 413 6	買 7071 053 35	買 25	買 985 044 15	買 8164 320 6	買 261 190 5	買 - 164 419 6
5	買 8887 633 45 取分 361 564 2	買 7505 112	買 25	買 995 956 65	買 8160 01 5	買 727 618 45	買 466 427 95
6	買 9925 642 75 取分 417 746	買 7894 801 85	買 25	買 1588 094 9	買 9121 489 8	買 804 152 95	買 76 534 5
万延1	買 10775 034 4 取分 358 971	買 8387 802 9	買 25	買 2003 560 5	買 9584 285 3	買 119 0749 1	買 386 596 15
文久1	買 12193 777 1 取分 670 290 4	買 9317 000 8	買 25	買 2181 485 9	買 10178 616 3	買 201 5160 8	買 824 411 7
2	買 1424 9513 85 取分 629 983 9	買 11159 652 6	買 25	買 2434 877 35	買 11991 463	買 225 8050 85	買 242 8900 5
3	買 1617 7782 6 取分 581 902 2	買 13195 229 1	買 25	買 2375 651 3	買 13575 922	買 260 1860 6	買 343 809 75
元治1	買 1898 6355 55 取分 505 824 6	買 15781 107 75	買 25	買 2674 423 2	買 16295 565	買 269 0790 55	買 88 929 9
店1	買 1850 5835 45 取分 574 298 5	買 13455 949 4	買 25	買 2570 587 5	買 15557 219 55	買 294 8615 9	買 257 825 35
2	買 2384 3060 4 取分 1116 457	買 19439 484 5	買 25	買 3262 118 9	買 20392 011 35	買 345 1049 05	買 502 433 15
3	買 2961 9625 2 取分 1451 697 5	買 22210 371 05	買 25	買 5932 656 65	買 28004 743 6	買 161 4881 6	買 -1836 167 45
明治1	買 3204 3519 9 取分 1001 428 4	買 25844 175 95	買 25	買 5172 984 1	買 31179 785 55	買 86 3734 35	買 - 751 147 25

第2表 千原家より借入れ高 (仕入帳より)

	小倉分	倉場	小倉分	倉家	万柏堤	屋木	蔵本	上毛郡	仲津郡	京郡郡	田川郡	築城郡
嘉永1	金	1000					15				15	
2		1800							100			
3		2150										
4		3200										
5		2700										
6		2500			1000				1000		685	
安政1		4500			2400				350		885	
2		4250	800		5600				50		910	
3		3000	500		6440				650		1525	300
4		3000	500		12650	10			500		655	600
5		2000	500		14300	10			700		3470	
6			500		14950			120	1200		1400	
万延1			500		20900	20		120	300		1223	
文久1	1200		800		16400	20		190	1500		7171	
2			800		27600			420	1540		2150	
3	1000		800		27130	30		483	100		1638	
元治1	1617				22170			310			50	
慶応1	3700				6610			530	100		1200	
2	1000							600	300	6000	320	
3	620		500					1328	1947		1429	
明治1					1300			3720	500			
2	4000							200			50	
3	14800										1500	

小倉藩の産物会所と日田金(楠本)

ては安政一・二年であり、農民、商人に対しては嘉永六年からである。特に小倉の特権商人万屋助九郎、柏木勘八郎、堤平兵衛の三商人への貸付総額は安政元年以降年々増加し、その増加傾向は文久三年まで続いて元治元年に少し落ち、慶応元年には極端に少なくなつて、同二・三年には全くなくなる。その額も安政四年には一万兩を超え、文久二(元治元年)に至つては毎年二万兩を超えている。これに対し小倉役場への貸付は安政一・二年に増加したのみで、それ以後は嘉永期とほぼ同じか、又は全く貸付金のない年がある。これは小倉役場の肩

第3表 千原家より借入れ残高 (店卸帳より)

	小倉場	小倉家	万柏堤	屋木	蔵本	上毛郡	仲津郡	京都郡	田川郡	築城郡
嘉永1	38				3 780					
2	44 500				945					
3	65 850				900					
4	62 350				675				1	
5	96 850				450				1	
6	96				225					
安政1	108		60		135		60		48 660	
2	141		144		45				47 623	
3	168	30	180				3		80 300	
4	108	30	288				21		117 480	18
5	108	30	490 500		600		3		75 300	
6	90	30	498		600		6		144 100	
万延1		30	609			3 600			227 602	
文久1		30	438		1 200	3 600			264 710	
2	60	48	570		1 200	9 600	18		250 725	
3		48	1014			24 600	65 400		84 700	
元治1	37 500	48	1362		1 800	30 960	6		136 380	
慶応1	99 600	48	1126 200		1 800	30 600	3		150 900	
2	211 680	48	1044 600			59 640	26 800		309 537	
3	616 512	48	309			40 714	41 600	360	119 142	
明治1	645 492	30	309 580			73 114	80 125		106 127	
2	390	48	309 580			149 794	162 415		530 714	
3	868 963		306			458 794			153 647	
4	1180 877		150 180			95 794	090		138 289	

※匁以下は省略した。

代わりに産物会所引請けの三商人がしていたためである。このことは「店卸帳」(第3表)で慶応二年から三年にかけて小倉役場に銀二一貫目余りあった残高が六一六貫目余りに急増し、一〇四四貫目余りあった三商人の残高が三〇九貫目とほぼきに減額していることよって、商人の分が小倉役場に移行しているものと推測できる。慶応元年に中止された産物会所の精算が同二年に行われたためである。

さて、小倉藩と千原家を結びつけた要因を考えると、一つは、嘉永二年に滞っていた小倉米七二〇石を千原家が献上したことにより五人扶持をもらっていたこと⁽³⁾。二つには、万屋と千原家の取引があったことが考えられる。次に千原家と万屋が取引を始めるに至った史料を掲げる。

大坂行諸荷物運賃覚⁽⁴⁾

- 一生蠟 老丸ニ付 銀二匁五分宛
- 一半切紙老丸ニ付 // 一匁八分ツ、
- 一葛 老俵ニ付 // 老匁六分ツ、
- 一椎たけ一箆ニ付 // 四匁ツ、
- 一竹の皮目方十メ目 // 老匁八分ツ、
- 一蜜 老挺ニ付 // 三匁ツ、
- 一玉子 老籠ニ付 // 二匁ツ、

右運賃之内を冥加銀其外諸かゝりもの一切可致事

一下ノ関送り半切一丸に付 丁錢百拾文

一繰綿下り運賃 老本ニ付 銀貳匁

一赤穂塩下り運賃一俵ニ付 同貳分

右之通中津振合通申極置候、以上

為登荷物引請申極之事

日田産物諸荷物之儀ハ是迄中津下小路浦ニ御附出相成候處、宇ノ嶋為繁昌同所へ諸落物御附被下候得ハ拙者共兩人ニ而御荷物引請、諸事御弁利ニ相成候様取斗可申段及御頼談候處、御納得被下、此節ハ御荷物御附出被下候ニ付而者、大坂并瀬戸内・下関船積運賃之儀ハ右之通申極置候事

(以下略)

これは嘉永五年二月のことである。従来日田産物諸荷物は中津下小路浦に付出されていたが、諸事便利になるよう取計うので、今後は宇嶋の万屋助九郎、助右衛門兄弟に引請けさせてくれるよう日田商人に依頼したところ納得した。そこで、大坂並びに瀬戸内・下関船積運賃は中津の商人引請の場合と同様にする等の取極めをした。これは千原家のみでなく豆田・隈荷主宛となっていることから、この後多くの日田諸産物が宇嶋經由で積出されたことと思う。「千原家日記」の同年四月四日の条に「鶴の嶋万屋助九郎殿方へ今日始而生蠟出ス」とあり、又同年一月二日には「万屋助九郎へ備後表四拾枚注文致、四匁七八分位之処、当冬中敷来正月迄着致候得ハ可宜段申遣置」とあって、万屋への荷物の依頼が始まった。

小倉藩の特権商人万屋と日田金の千原家とが結びつくことによって、千原家にとってはそれまで低迷を続けていた経営状態から小倉藩への大口の資金融通の道が開け、又小倉領内の農民・商人への融資が増していったものと思われる。しかし、幕末における大名貸の危険性を考えると千原家にとっては大きな賭であった。又一方、万屋にとっても弘化から嘉永期にかけては経営不振の時期であった。嘉永二年、「近年者旅船入津無数売買不繁昌ニ相成」と宇嶋港に活況がなく、同四年三月には、万屋は大坂の尼崎屋勘兵衛より生蠟出入の件で訴えられた。つまり、天保一四年に尼崎屋は万屋に仕入銀として銀一六貫一二五匁を月九朱の利率で先貸したが、差引残銀が二四貫一五五匁一分四厘滞っているとの訴えである。又同五年一二月には小倉藩より国産方拝借金の上納を仰付けられたが、「先年の御用借・両替元被仰付都而他借金ヲ以仕居候之所、札両替等も相止」み難決しているので勤弁してほしいとの願を万屋より出し

た。⁷⁾ 結局これは安政元年に七〇ヶ年賦となり、毎年三七九匁余を納めるようになった。

このような万屋の経営の低迷期に中津下小路浦の商人等の中に割込み、日田商人等と諸産物の運送契約が出来たことは、万屋の経営の立直しに効を奏し、又千原家との繋りが出来たことで日田金の融資を受けることが可能となり、その後の万屋の成長に繋がった。千原家と万屋助九郎とは、他の二商人堤平兵衛・柏木勘八郎とは違った特別の関わりがあった。

万屋に関する史料が乏しくその商経営が明らかでないが、現在小今井家に残された扶持・拝領物等を書留めた史料により、その履歴を見てみる。⁸⁾

万屋は宇嶋に居住している。その前、宇嶋は文政三年より築港にかゝり同九年に竣工した。⁹⁾ そして「小祝之もの共宇嶋江引移仰出」され移り住んだ。なかでも「亡父助右衛門格別渡世方心懸宜」とあり、万屋は既にある程度の財を蓄えており、又小倉藩の信任も厚かったであろう。天保七年には許可を得て預り切手（私札）を発行した。¹⁰⁾ 同年信州堀川工事の御手伝の時の献金三万両のうち、一万両を鉛屋（玉江家）と万屋で引請け、同十年には格式大庄屋となり、同十一年には年貢先納金二五〇〇〇両のうち万屋が七〇〇〇両引請け、同年上毛郡蔵本を引請けた。同年両替準備金一六〇〇〇両のうち三〇〇〇両を万屋と鉛屋で引請け、同一二年御銀主並とされ、翌一三年には先納銀の利下げを申出たことにより三人扶持を増加されて八人扶持をもらうことになった。

このように本藩の献金・御用借・年貢先納金等で多額の出金をなし、又支藩の千束藩の勝手方御用を勤めて三人扶持をもらうなど富裕な商人に成長している。万屋がどのような経営でこの様に成長したかは不明であるが、残された史料より推測してみる。

日田商人との運賃契約をみてもわかるように、万屋は生蠶等北部九州の特産品を大坂・下関等に運び、帰りに赤穂塩や備後表等瀬戸内の特産品を持帰るといった隔地間の仲買商人として活躍していたものと思う。このことが天保一

○年に玉江喜兵衛と共に諸産物田野浦引請世話方に任命された由縁⁽¹²⁾である。又宇嶋では水車を一軒所有して搗米をしたり⁽¹³⁾、近辺の農商人へ小額の貸付を行なうといった貸付業をも経営していた⁽¹⁴⁾。又小倉藩より兩替元を命ぜられたこともあった。

千原家と万屋との取引が開始されてから二年後の嘉永七年六月二八日の「千原家日記」に、「御用達俵屋藤作連名勤ニ被仰付、御内役所詰御元ノ役松井政左衛門殿ヲ御頼相成、尚又当地御元占高橋古太夫様ヨリ御内意御沙汰有之」⁽¹⁵⁾とあり、従来小倉藩御用達であった日田商人俵屋藤作と共に御用達を務めるように小倉藩より話があり、日田郡代の内意の沙汰もあった。前もって小倉藩と郡代との間で話がついていたようである。千原幸右衛門は七月二三日、小倉にて御用達を仰付られた。俵屋が既に御用達を務めているにもかかわらず、更に融資能力のある千原家を小倉藩御用達にしたことは、従来の慢性的な財政危機、それに加えて嘉永六年ペリー来航以後の軍備費への出費増、九州諸大名の監視役として九州の入口に位置する譜代小笠原藩の政治的立場、これらと日田商人中に占める千原家の位置とを考へ合わせると、日田郡代と小倉藩の合意の上での千原の御用達であったと思われる。

御用達には日田郡代と小倉藩の御用状の授受という事務的な役割と資金調達との役割があり、資金調達は千原家の資金のみならず、他の日田商人の資金の取纏め役、更に郡代役所からの公金引出し役とがあり、重要な役割であった⁽¹⁶⁾。小倉藩の千原家からの融資の主目的は、安政改革の一環として安政元年八月から始まった産物会所の運用資金であった。そこで次に小倉藩の安政改革の概要を述べよう。

二 小倉藩安政改革

小倉藩においては嘉永六年秋、儉約令が出され、家中に掛米が言い渡された。

当夏浦賀表江異国船渡来、時宜ニ寄直ニ可及戦争ニも不容易様子ニ付、兼而御届ニ相成候近海御手当御人数相揃、

右ニ付而ハ御本陣御備第一之儀ニ付、御手厚ニ御用意調練等も有之、尤先年矢倉御屋鋪ニ而御武器類焼失、其後追々御仕継も有之候得共、此度之御備立御武器御不足ニ付、急ニ出来大層之御入箇有之、猶又異国船退帆後も非常之手当、銘々心弛々無之様武備之筋一凶ニ力を用ひ可申旨従公義被仰出候御趣意も有之、防禦御手当向御不覚悟之次第有之候而者、御家之御□□御大切之御時節ニ付、引統御用意有之、市ヶ谷御屋鋪をいて調練場出来、并大砲御鑄立兵糧御手当ニ至迄御入箇不少、此表ニ於も御武器類御仕継其外御用意物又者新規出来之御武器も有之、被是地旅御入箇莫太之高ニ及候、然ル処御勝手向必至之御差支ニ付、右御入用御操合不致出来、尤御家中連年困窮之所、銘々武備手当も可有之段御苦勞被遊御沙汰之次第も有之、御掛米等被仰出候義御不本意思召候得共不得止事、武備爲御手当去ル戌年之通当年御掛米被仰出候（略）

浦賀港への異国船渡来を契機に、諸藩においてはより一層海防のための軍備増強が叫ばれ、小倉藩においても慢性的な財政逼迫の上に「近年打統御欠作御損失等ニ而弥御繰合及必至」⁽¹⁸⁾の状態の中で、更に軍備費の出費増を余儀なくされたため、十月に儉約令が出され、家中に対して掛米が言い渡された。掛米は嘉永三年以来のことであった。又在町へは御用借が仰付けられた。⁽¹⁹⁾この時の勝手方引受は小笠原内膳であったが、翌年二月九日嶋村志津摩に交代してから、より積極的な財政政策がとられた。

(1) 農村対策

「永井家文書」の中にこの頃の農村の状況が伺える史料がある。

覚⁽²¹⁾

一御郡中高掛りもの諸役目多之所本田百姓困窮ニ相成、我先ニ高ヲ減候ニ付村々村田多く、野分作荒候様相成候事

一村々役目尠石高二五六人或七八人も掛り、其上門役与申、高二不拘竈ニ五六七八人宛当り候村方も有之候哉之事

一 役目老人前米式升宛之差引ニ相成、尤年中之当方少々之不同有之候而も、秋ニ至り差引之節者莫太之過不足致出来候ニ付、農業繁多之時節ニ而も、役目相勤不申候而者過不足差引上納取組取立渡候故、眼前之利ニ迷ひ田畠を作荒候事

一 難儀百姓役目出張之節者飯料を借用いたし、或者不時之出夫又者現夫ニ而普請難相成場所者受負ニいたし、其實錢者不残高割ニ相成、何れも上納ニ取組取立候ニ付、右賃錢様之ものニ而も一年之積大造ニ相成候事

一 中已上之百姓者新地徳田多く候故本田高無数ク、偶本田多く抱持候もの有之候得者、其村内ニ而売買ニ相成候畝廣、或者中田以下下高之地味宜敷田畠又者内證畠成田等買求候之事

一 高持百姓者中以下之もの斗ニ而、勝手不如意ニ相成ニ随以地味宜分者他へ売渡、家内手多者無抛野末之悪田まで本高ニ引受作方致し候、村ニ寄野末まで上々田上田有之候事

一 難儀百姓ニ限り本田高多く抱持、新百姓仕居申付候而も有付不申、次第二人少ニ相成候事

一 川土手破損之近辺者過半新地ニ候得共、本田百姓ノ普請為致候事

一 麦蒔揚、根付、草手之時ニ限り川筋破損所有之、難捨置儀ニ付致出夫、大切之時節を者つし作方之手障ニ相成候事

(略)

右の史料によると、中以上の百姓は新地徳田が多く、中以下の百姓は本田のしかも悪田を多く所持していたことが解る。村々役目は一石高に五々八人、又竈に五々八人宛掛って諸役目が多く、役目一人前二升の差引で秋の差引が莫大となり、本田百姓の困窮の原因となっている。又川土手破損の近辺は過半は新地であるのに、本田百姓より普請させている等と述べて役目改革を指示している。この役目料をいかにして減らすかが当時の為政者の課題で、諸役目が多いところから困窮百姓が増えて田畠の作荒が進み、更に困窮して潰百姓並びに欠落者が出来、これによって百姓の

減少、更に年貢未進等に至ることを恐れた。

この時期に至ると最早年貢の増収は期待できず、⁽²²⁾従来⁽²²⁾の年貢高をいかにして保持していくかが課題で、そのため⁽²²⁾の農村再建、農業経営の再生産維持政策が行われた。仲津郡の農村では嘉永二年以来打続凶作に年貢皆済ができず、一時凌ぎに高利の米銀を借入れ其村の徳田を質入れするなどし、「終二者亡村与相成候趣も有之哉二相聞へ」る村もあつた。⁽²³⁾

嘉永七年二月には「去夏早魃ニ付村々寄早魃敵多御座候所、莫太之御引等も被仰付被下置候付、御蔭を以御年貢ハ相片付候得共、作喰取繕不申、是迄ハ他借等仕相凌越年も仕候得共、村ニ寄当春御根付出来不仕、大造余地等出来仕」につき、仲津郡より根付料並びに新百姓仕居料の拝借、更に川筋所々破損所の普請料の歎願が出された。⁽²⁴⁾上毛郡よりも札三〇貫目の御救拝借願⁽²⁵⁾が出されており、領内全体に早魃被害がひどかったものと思われる。五月には御根付拝借札八〇貫目が六郡に貸渡され、⁽²⁶⁾仲津郡長井手永より出されていた新百姓仕居料一貫目も、五ヶ年賦の無利子で借⁽²⁷⁾用が許された。これらの拝借金も、前述の役目料と共に農民の負担増の一要因となっていた。

四月に郡代が二木弥右衛門より河野四郎に代わると、⁽²⁸⁾各郡大庄屋に儉約・農政の簡素化に対する意見書を提出させ⁽²⁹⁾た。

その中で問題になったのが年貢米の「御郡取立」の要求であった。これについて更に大庄屋中より伺書の提出を求め種々協議した結果、七月に各郡の筋奉行・代官役に対し、「此度御勝手向格別之御取締ニ付、当秋蔵方役出郷相止、収納之儀者筋奉行・代官手限取斗被仰付候間、勤方之儀元メ役申談致指図、尤支配下之向致一和、御為宜相働候様」と年貢米の地方取立が決まった。⁽³⁰⁾この地方取立によってどの程度「御郡益」があるかという点、田川郡の場合、「米六拾石夫柄夫役共 式貫七百目諸入用」という数字をあげている。⁽³¹⁾

次に、遡って五ヶ年間の「御米取立勘定諸帳面類」等の帳簿の検査が、家老嶋村志津摩の指導のもとに行われた。⁽³²⁾こ

の帳簿調べは「御郡内難儀百姓共離散等いたし候儀有之、必竟大庄屋・庄屋是迄運来候取斗之次第不宜儀も可有之哉」と村々定出米・臨時出米の調査が目的であった。八月に農民の役目料とも係わる諸出米の規制策を出した。⁽³⁴⁾

一 当秋以来、人別々取立物之儀者差引帳小引落帳共相止、都而取立本帳一枚通限ニ而皆済可申出事

一 村々臨時出米持添物之義極々令省略、無余義分者検断を受候上宥枚通ニ詰込可申事

一 村々定出米之義者筋立候廉々吟味上之定式ニ相極、見出米之分者可伺出事

(以下略)

しかし、この時点では調査不十分であったとみえて、翌二年二月、「村々定出米・臨時出米昨秋遂吟味候得共、差掛り取込中之義ニ付委敷行届不申、(略)今一応遂議議可申候」と翌年に持越している。⁽³⁵⁾ 又

一去ル^(嘉永三)戌年^(嘉永三)以前借財者、子年ニ御仕法相立年賦之口々、当一年休滞年延被仰付候

一 亥子丑之諸借元拾ヶ年賦ニ上納被仰付候⁽³⁶⁾

と藩からの借財或は年賦の年延を行って、農民の出米金の支出を一時的に減じようとした。しかし、安政元年は引続き不作となり藩よりの貸付札の返済は増える一方で、難儀百姓の減少には繋がっていない。そこで出米の内「人別共身体を遣ひ候而可相済義者成丈相働かせ、高割反割等ニ而出米不為致様世話致度事ニ候」と仲津郡筋奉行は言い出さねばならなかった。

この外、御役人休泊賄が簡素化され、閏七月以降より実施された。⁽³⁸⁾

又村々之内、「内證新地新古川成海成山成等之内、引戻可相成場所不申出族も数々有之哉之趣」につき、当年より届出る様命じている。⁽³⁹⁾

年貢米の地方取立等をはじめとする諸制度の改革、農民の負担増となる諸出米の規制、これらを中心とした農村再建策の実施が同年秋季より行われたが、地方取立は田川郡だけは安政三年より中止となり、翌四年五月に嶋村志津摩と

小宮四郎左衛門⁽⁴¹⁾が勝手方を免ぜられ小笠原織衛と交代⁽⁴²⁾するに至って、年貢米の地方取立は全部改められた⁽⁴³⁾。農民の疲弊をくいとめるためにとられた諸出米の規制も、打続く不作と重なって名案の出ないまゝに終っている。

(2) 財政政策

農民の疲弊により年貢増収が期待できない藩当局は、年貢の先納金納入、在町の富裕層よりの御用金借用、献金の徴収⁽⁴⁴⁾、儉約に伴なう役人の削減⁽⁴⁵⁾という消極的対策のみでなく、藩の借財を整理し、産物会所を設置して従来の藩営の蠟板場経営を維持すると共に、農民的商品生産物の流通を規制して、流通段階より利潤を抽出しようとする積極策を展開した。

この時点で藩の借財がどの程度あるのかは不明であるが、「負債取調子御届帳⁽⁴⁶⁾」でみると、江戸伏見屋庄兵衛に天明年間よりの借銀一七五両があり、大坂平野屋五兵衛・食野次郎右衛門・助松屋忠兵衛・加嶋屋久右衛門・大庭屋次郎右衛門・高池三郎兵衛・天王寺屋伊十郎に対して、文政十三年以降滞っている銀一二〇貫目がある。更に当時年賦支払い中の借銀もある⁽⁴⁷⁾。これら以外の上方の借銀二万貫目余りについて小倉藩は、安政元年より二五〇ヶ年賦にする話をつけている。つまり大坂の銀主への借銀一九六一九貫六七八匁九分余りを安政元年より一ヶ年七八貫四七八匁七分余りの支払いに、京の銀主への借銀一一三一貫四一〇匁一分余の借銀を同じく一ヶ年四貫五二五匁六分余りの支払いとした。二五〇年賦というのは事実上の借銀踏倒しであろう。この銀主には高木^(平野屋)五兵衛の五一〇五貫目余をはじめ助松屋忠兵衛（三二四〇貫目）・加嶋屋久右衛門（三七五〇貫目）・大庭屋次郎右衛門・高池三郎兵衛・高池栄次郎・天王寺屋伊十郎・食野次郎右衛門・近江屋猶之助・天野屋武兵衛・播磨屋仁兵衛・樹屋源左衛門、吉屋初五郎の名があげられる。

又江戸商人に対する借銀整理も行なわれ、森川五郎右衛門の七〇〇両は無利足二九ヶ年賦（安政元々久二年まで支払、残金四四〇両）、中井^(唐)新右衛門の一三〇〇両は同じく無利足二九ヶ年賦（一一ヶ年支払、残金八一六両）とし

た。(三村清右衛門の二五〇〇両はこの年利足一割で借入れ、翌年より滞っている。)

領内でも大坂商人の出銀とは関係深く、手永単位で長期にわたり年賦払いをしている。安政二年段階でも大坂拝借銀が残っているため、確認の証文を提出させている。⁽⁴⁸⁾

領外の借銀の整理と共に領内の借銀整理も行われた。天保九・一一兩年の御用借銀に対し、元銀据置き年三朱の利子のみを支払ってきたが、寅年(嘉永七)より二五〇ヶ年賦にすることを御用借銀を差出した者へ通達した。⁽⁴⁹⁾

次に、領内外の借銀整理と共に財政補填策として藩が力を入れたものが国産品の奨励と流通統制であった。嘉永七年五月、桑を植え蚕を取ることに、麻を植え苧を取ることに、楮を仕立てること、葛かつらを取り葛布袴を織ること、棉木・漆木を植えること等の奨励をし、この外地域の特色を生かし、田川郡では赤池の石炭と上野の香春焼物が、上毛郡では八屋畳表、仲津郡では伊良原布がといった具合に各地の特産物を加えて奨励した。⁽⁵⁰⁾そして更に「檀実楮綿紙布之類、御郡中一年之出米高之取調子」と各特産物の一年の凡その取れ高を提出させた。田川郡金田手永のみで檀実二六万斤・生蠶三万一五七五斤、上毛郡では八屋村榭屋専平と宇嶋の万屋幾太郎のみで、一ヶ年凡そ生蠶七万九〇〇〇斤と書出している。⁽⁵²⁾

八月に入って産物統制の規定が出された。小倉藩の国産品の奨励と統制は今に始まったことではない。野口喜久雄氏によると、文政一〇年田川郡赤池村および香春町に国産会所が設置され、その後数回廢設がくり返されて、絶えずいろ／＼な手段で農民的商品生産・流通の成果を吸収しようと努めたがうまくいかず、嘉永四年三月には次の者を国産御用掛に任命して、藩宮の御用板場を経営する仕法を立てた。

亥国産御用掛人数⁽⁵⁴⁾ 二木弥右衛門様

依田一郎右衛門様

後藤半左衛門様

小倉藩の産物会所と日田金(楠本)

酒井利兵衛様

有松中之助様

本町中丁片村雄右衛門様

田川 大庄屋中
中津

柏木勘八郎

二木弥右衛門は郡代、後藤半左衛門は仲津郡筋奉行、酒井利兵衛は田川郡筋奉行取斗兼内役所(郡方役所)勤め、依田・有松・片村は恐らく御元方の役人であろう。有松はこの後すぐに銀談のために登坂している。⁽⁵⁵⁾ 柏木勘八郎は大橋の豪商で、天保一年江戸廻生蠟御会所御用掛となった柏木勘七の悴かと思われる。⁽⁵⁵⁾ 嘉永四年八月には、仲津郡産物仕入世話方惣引受に平嶋貞右衛門(大庄屋)がなった。

そして、この仕組は田川・仲津の両郡に限られていた。それは同年一二月、私札切手類の領内通用禁止を通達した後で、「当郡者余郡与違生蠟御用方ニ而拝借等も余程出候事故」と仲津郡の生蠟御用方を強調しているところからわかる。この仕組について具体的な規定は出されていないが、藩営の御用板場を仲津郡大橋村に一ヶ所、田川郡六手永に一ヶ所づつ設置することであった。大橋村では翌五年四月、「御用板場何れも立会之上相改、一切請取方相済候段被申出」と勘八郎・勘藏両人も立会い、受渡しが終わっている。⁽⁶⁰⁾ 九月に田川郡に一〇貫目の御仕入板場前拝借札が渡されてお⁽⁶¹⁾り、それより榎実の仕入れが始まり、生蠟生産はその翌年より始められた。一〇月には榎実は御用板場か板場職の者へ売渡すよう、抜売を禁じた達が出た。⁽⁶³⁾ 田川郡では「御国産生蠟打立相成候条」と榎主の者へ各手永毎に一ヶ所の持出場所を指定している。⁽⁶⁴⁾

宇嶋万屋助九郎は同五年一〇月、京都郡苅田浦より宇嶋へ二万斤、仲津郡福堂村より宇嶋へ三万斤と榎実の積越を

願出ている。⁽⁶⁵⁾ 宇嶋に御用板場は設置されておらず、「生蠟ニ打立積出し之節御運上上納仕来候ニ付」とあるところから、前述したように宇嶋には個人の板場で大量生産される板場の存在がわかる。

藩営の御用板場の純益は櫛の仕入値にかかっており、⁽⁶⁶⁾ 五年十一月、「櫛主并櫛売仲買之物共、^(著) 不相当之直段を以捌方致シ候趣相聞（略）実正の取捌方致し候様櫛主仲買之者共江手堅可申付候」と櫛値の押えにかかっている。そして仲津郡では櫛の植方を勧め、「百姓人別櫛木三本宛植候而も、人別手前ニて者左迄之骨折ニも無之、御郡中ニ於而者大造之益筋ニ可相成候間」と説き、「何ニ而も農業の足米ニ可相成手段ハ心懸為致度事ニ候」といっている。⁽⁶⁸⁾

田川郡御用板場で生産された生蠟は、小倉の生蠟方御役所当に付出された。同六年六月より前年子の櫛実の打立をはじめ、同九月には小倉へ積廻しのため仕立船の廻し方を依頼し、その際「目方之處者兎角間違有之趣ニ付」と「生蠟忝以正味三貫三〇〇目風袋九〇〇目」と生蠟入目方を定めた。⁽⁶⁷⁾ このことは金田手永大庄屋金田四郎兵衛が同七年に出した意見書に、この十ヶ年以來、「村々共ニ殊之外風袋古く罷成、以前之振合を以櫛忝俵ニ付八斤引ニ而御座候處、只今ニ而者一俵ニ付拾四五斤方式拾斤位も御座候」と風袋の重さがまち／＼で、しかも以前より重くなっていると嘆いているところから、この風袋の規制が必要だったと考えられる。

安政元年の仕法は、この嘉永四年の藩営御用板場の存続を含め、小倉藩の諸産物の流通統制を行った仕法で、その内容は次のようである。

一 領内諸産物並びに米穀は一切、最寄の会所へ持出すこと。会所は小倉・行事（京都郡）・宇嶋（上毛郡）の三ヶ所に設置し、田川郡・築城郡にそれ／＼一ヶ所取次所を置く。

一米穀は会所買入高の内二割を非常手当として郡々弁利宜所へ残置き、豊凶を見定めた上で売払うこと。

一 振手形之外郡要用米・商用米其他所売の場合は是迄通り願書を差出し、会所へ申出て代銀之内「式歩」益銀を納め勝手売をすること。尤運上銀は石ニ付「三分」極めのこと。

一生蝸為替の貸付は直段の八割渡しとし、仕切書到着の上清算、銭札渡しのこと。

但、生蝸御益銀として「金目一步」を納めること。これは寅年の榎実を生蝸に打立てた上でのこと。

一生蝸は大坂・下ノ関に問屋を立てて送るが、外問屋へ直売致したい者は引受問屋より掛渡し、口銭銀半高宛にて仕切渡すこと。

一葛・玉子・楮・芋其外諸産物を他所売したい者は会所へ届出、仕切銀の内より「式歩」益銀を納めること。

一会所にて買切の品は現荷物取組とし、代札は郡渡しとすること。

一榎直段は十二月中旬極めとし、引当見合いの札を渡置く。

一榎実仲買札なくては榎の買集めは出来ない。榎の抜売りの禁止。

一会所懸り諸産物の川口運上は仕切銀の内より会所へ取立ること。会所取扱いでない品は是迄之通、出入共川口番所で運上を取立てる。

一板場職の者で榎実買入れ資金の前借を望む者へは、身元に応じ貸渡す。

一諸産物積出を許された者は、会所証拠を所持し積出すこと。

諸産物の積出しは会所を通して大坂もしくは下関の指定問屋に送るが、他所売りも願出れば許可され、会所益銀「二歩」を納めればよかった。小倉藩は流通段階を規制してそこより利潤を得ようとし、また生蝸為替の貸付を行って、清算を銭札でした。会所で買上げの荷物の支払も札(藩札)でした。

御用引請役人並びに商人の名前が見られないが、千原家の史料で推測すると、御元方並びに御郡方役所の役人と(宗部郡大橋村)堤平兵衛・(伴津郡大橋村)柏木勘八郎・(上毛郡大橋村)万屋助九郎の三商人が主で、この外森貞右衛門・玉江彦右衛門の名が見える。銀主は日田の千原家である。上方商人に対し二万貫目余りの借銀滞分を二五〇年賦と無理な取極めをしており、銀主の引請け手はいなかったであろう。信用回復のためには、諸産物を大坂に登せて年賦銀八〇貫余りの支払いをせねばならなかつ

た。この年賦が文久三年まで十年間支払えた⁽⁷³⁾ということは、産物会所仕法が一応の成功をみせ、ある程度の荷物が毎年大坂へ積登せられたことを意味する。万延元年一二月には、「其方儀産物御仕組ニ付骨折相動、御益も相立、当春献金致候ニ付而者格別骨折、其上日田表ニ而御元方御銀談筋年々都合能取斗、彼是御為宜相動候間、二人扶持被下置候⁽⁷⁴⁾」と万屋助九郎のこの仕組に対する労をねぎらい、日田表との銀談筋も年々都合よくいったと賞めている。

千原家が銀主になるについては、柏木勘八郎が交渉に向向いた。九月九日、千原家より「今般御国産御仕組ニ付柏木勘八郎御差越被下、委細承知仕候、(略)早速御請可仕筈ニ候得共、大造之義ニ而何分不任心底、御思召之程奉恐入候、委細其節柏木氏へ御談申上候」と小倉藩御郡方役所の酒井利兵衛・松井政左衛門宛に書状が出されており、「御国産御仕組」について柏木と会談し、千原家が何らかの条件を出したことがわかる⁽⁷⁵⁾。双方で合意に達したとみえ、同二二日柏木と万屋より「小倉様産物之入金借用ニ来」、使者へ金九五〇両貸渡している⁽⁷⁶⁾。これが産物会所融資の始まりである。その年の産物会所の機能は余り働かなかつた。というのは「先達而申触被置候産物之義、村々人別者格別、役々共得与承知不致哉、出方悪鋪趣之由達し有之候⁽⁷⁷⁾」と村役の者にさえも徹底しておらず、産物の集まりが悪かつたようである。又再三抜荷の禁止令が出され、産物改役が任命され⁽⁷⁸⁾、翌安政二年四月には「生蠶・鶏卵類産物会所江持出候荷物、抜ニ々ニ小倉問屋江持出候趣相聞込ニ相成、此度御廻役往来口ニ御差出夫々荷物御改⁽⁷⁹⁾」と小倉口での荷物改役を置いたり、隠目付を出したりして抜荷の取締りを厳しくしたが、抜荷の一掃は難かつた。

これには会所の買上値段が低く押えられたり、勘定仕切が大坂等で売払後になされて清算が遅くなること、さらには領内では藩札渡しというところに原因があつた。後藤町二村武兵衛(蠟板場商売でもある)は「些差向金入用茂御座候處、長門屋角^(小倉)兵衛方江遣候ハ、為替銀も余分ニ貸可申由ニ御座候間、当正月々四月迄四度ニ鶏卵式千五百⁽⁸⁰⁾」持出したということである。又「身元不都束之もの江者、前銀与して檀代見込ニ御作方仕入之糶代等かし渡呉候故、自然相馴染⁽⁸¹⁾」と、従来出入の商人との取引は急には断ち難いことであつた。産物会所の取扱商品の主なもの生蠶と米穀であ

ったと思われる。従つてそれらに対する政策が中心となる。まず産物会所の規定が出されると同時に積出米の一切差留がなされた。⁽⁸²⁾また生蠟生産にあつて一番問題なのは榎実直段の決定であつた。御用板場の経営の成否が榎実買入直段によることでもわかるように板場はなるべく低い値で買入れようとする。御仕入板場より「一兩年榎実乘兎角不買、集方手早ニ取掛不申而者近辺望之分中買之手」買取られるので、榎実代札御渡方を早目にとの願⁽⁸³⁾が出るのも、遠方より買入れては諸経費がかかり過ぎ、御用板場の経営に差支えるためである。しかし榎実直段の下落は生産者・仲買人には迷惑なことである。嘉永七年十二月「生蠟相場案外下落ニ付而者榎実直段相立兼、榎持之者共不引合之義も可有之」という状態で、板場より田地を抵当にして借りた榎実集荷の代金が支払えない仲買人が出ている。⁽⁸⁴⁾そこで榎実の前渡金の支払い方を次のように変更した。つまり、「当十一月迄取引之榎実斤ニ付札三分見合ニ而預り置、^(安政二)月生蠟相庭算当相立差引可致」とあるのを、「当十二月を取引榎実之義者、此節大坂生蠟相場を以算用相立、熟談之上相当之見合丈代札預り置、来卯二月前条之通可致差引」とした。⁽⁸⁵⁾そして翌二年四月には、「去十二月相触置候生蠟相場益引立不申、榎実直段取引相立兼候、乍去其假差置候而者榎持之もの共迷惑ニも可有之候ニ付、大坂生蠟相庭を以左之通庭入直段ニ相立させ候」と上榎三分二厘、中榎三分と定めた。⁽⁸⁶⁾生蠟相場によって榎実直段が決まり、又安政期の大坂相場がその後後に比べて低い⁽⁸⁷⁾こともあって、以後の榎実直段の決定も困難であつたらうし、生産者・仲買人の不満も増したであろう。安政五年には榎実の入札願⁽⁸⁸⁾が出された。これは田川郡一手永より三万斤宛（嘉永七年の凡その取れ高が金田手永の場合二六万斤であつたので一部）を旅売の許可を取り領内外の板場職に入札させ、役人立会のもとで開封し、高値の直段を郡中の直段としたいと願出たものであつた。この実施は万延元年からである。

次に主要産物、米について述べる。買米は天保四年に設置された国産方でも積極的に行われており、⁽⁸⁹⁾その後もみられる。嘉永七年二月には、「当節江戸表異国船模様柄ニ付」と非常事態に備えて米の買上げが指示され、その買入方に森貞右衛門が當つている。⁽⁹⁰⁾この後産物会所設置以来強引な買米政策が行なわれた。同年七月、田川郡伊田添田両手永

の内にて散米一八〇石の買上の指示があり、翌二年八月には、六郡で八二〇〇石の散米の買上げの指示が出た。⁽⁹¹⁾一〇月になって買米代札三〇貫目が田川郡に渡されている。これに対し、大庄屋繻平四郎は買米はおぼつかないとしての札の受取を渋ったところ、筋奉行の酒井利兵衛より、「買米代三拾貫目差送候處、手永々々共殊之外米無数ニ相聞、殊更当年兩度米上納之札拝借も有之、旁右丈ケも取合可申哉難斗模様ニ付、此節之御買米代拝借仕候而も千万無覺束ニ付、札差返し候而者何分哉之段被申聞致承知候、右買米代之義者散米二俵三俵ヅ、有之分買調呉候様致度との義ニ付、先ツ徳人共手許詮儀之上否被申出候様致度存候、村々徳人手許ニ而売払申度心持之ものも可有之哉、後而詮義茂無之段被申触候而も如何ニ有之、是ハ各方迷惑之次第幾重ニも相心得居候得共、何レ之御郡も札相渡り、企救那杯ハ二俵三俵ハ買集之様子ニ承り候間、右手心を以徳人共手許余米有無之義承り候上、否被申聞度奉存候、殊ニ寄散米買忍々江差出候而も如何ニ有之、勘合宜取斗被下度存候、いまた収納最中格別取斗方迷惑之次第奉察候、詮義もいたし見候得共、買集出来不申候得者致し方無之ニ付、其節札差返し有之可然哉ニ存候」と、買米札の渡し方が村方の迷惑になることは承知しており、徳人共に当り、又散米二俵・三俵ずつでも買調えて札を消化することを望んでいる。買米は年貢米収納中は買付けできないことになっている。あくまで年貢米以外の余米の買集めである。結局一一月に各手永に五貫目宛割当てられた。⁽⁹²⁾一二月になって酒井利兵衛は、「散米買出し無数義ニ候ハ、昨年今年積立米売払二いたし、代札を以積之候様いたし度」と、今までの積立米を売払うとあくまで札の返上は避けている。この時の散米買上直段は七三匁ニ決められた。⁽⁹³⁾

翌三年五月には、散米四〇〇〇石の買立を御元方より申出られた。石一両の見積で、半分だけの札が渡された。これは秋まで無利子で、「徳人立候者へ貸付、秋正米取立方可然存候」と札の使い方は自由で、「米者何方より出候而も宜との事」と米の確保に主眼がおかれている。

このように、嶋村志津摩によって強引な財政政策がとられつゝあったが、安政四年五月の御勝手方引受方の交代で

それも途中で終った。しかし産物会所はその後も存続した。

三 安政改革後の産物会所

安政五年一月、「去ル卯年^(安政)以来御吉凶ニ付而者、御入箇其外御当借仕成方手段無之ニ付」と、当年より臨時御掛米が言い渡された。⁽²⁷⁾しかしその後、「無理成作略ヲ以仮成ニ御繰合」出来るとのことと、この年の掛米は用捨された。⁽²⁸⁾この様な藩の慢性的財政逼迫のもとで、産物会所の政策は継続された。郡中の積立米が産物方に売払われている。⁽²⁹⁾また万延元年になって、今まで問題であった榷実値段の取りきめが入札によって行われるようになった。その内容は次の様である。⁽³⁰⁾

一 榷実入札之上他国江落札相成候分者、積出差免候

尤、売捌月数之内直段区々不相成のため、榷実高一万斤持出候ハ、榷持主ハ五千斤、板場職之ものハ五千斤

持出候事

但、上下直段取分ケ、入札平均直段を以双直相極候事

一 入札之義ハ、地他共ニ榷実一万斤ニ金拾五両宛入金持参之上、可致入札事

但、風袋明引之事

一 旅方問屋相定、榷実請払其外一切可致セ話、依之、落札之者ハ五歩口錢相渡候事

一 旅方ハ入札之者者問屋取次を以入札差出可申、地方之者入札者、板場職并中買免許札所持之者罷出、其外之者狼

ニ不相成候事

但、荷札之上入金差入、残金ハ入札日ハ十日限可致返済候、日限延引之節者入金捨リニ相成候事

一 旅方之者落札相成候節者、御定法之益銀運上共産物会所江相納候上、可致積出事

一生蠟直段不引合格別下直ニ入札有之節者、櫛実不相渡候、依之、格別高直入札有之節者、斤高二不拘何程ニ而も入札直段ニ而引請候心得を以、可致入札事

一入札之節者一手永々庄屋兩人宛罷出可申事

一入札場所之義者取寄之所へ相極可申事

右之通相極候条、不宜不実之儀無之様可致候

申十一月

万延元年の入札に際し、願済高は仲津郡で五万斤、これは櫛持・板場より各二万五〇〇〇斤ずつ持出す。入札によって直段の平均を出し、それを郡中全体の直段とした。領外のは旅方問屋を定めて、その問屋取次をもって入札させた。小倉より役人が出張し、手代も立会った。京都・仲津郡は申合せて、続けて入札を行なった。入札が極端に低い場合は拒否することができた。

米については、万延二年窮民救方として米が売り出された。仲津郡では大庄屋五人と森貞右衛門に米一〇〇〇石を大橋・杵尾両蔵所に「直入」させ、「小売米」が申付けられた。⁽¹⁰¹⁾ 升に付一匁八分であったが、米価の下落で一匁六分売りにした。翌文久二年正月には、諸方より米買の者参り抜米夥敷につき締り方嚴重にするよう、又願済の米でも「成丈積出差留候様」と仲津郡大庄屋中は連絡し合っている。⁽¹⁰²⁾ 同二月には「無余義次第ニ而積出候ハ、米売高之内ニ割丈ハ為小売米用意残し置候様」、御郡方役所より通達があった。⁽¹⁰³⁾ 同年郡中に対し撫育金用借として二万両が割当てられた。⁽¹⁰⁴⁾

文久三年十月、「此度制産方御取止ニ付」薬代札の整理が言い渡されている。⁽¹⁰⁵⁾ この制産方は恐らく産物会所の中にあつたものと思われる。制産方は安政四年に爪呂根・宿砂・吉更等一種類の薬草の栽培を勧め、薬種の大坂登せを行なっている。⁽¹⁰⁶⁾ 従来越中富山薬種屋権七・肥前田代井丸屋順平・摂州梶原村辻本儀右衛門の三人の売薬は領内販売が

許されていたが、同年これら三人の領内での売薬を差留め⁽¹⁰⁾、これらの売薬品を吟味の上「御医師衆江製薬被仰付」ており、風邪や麻疹の流行の際には困窮者に対して施薬が行われた⁽¹⁰⁾。又安政二年八月、「制産方仕入ニ相成候稻扱為試」八百屋町米屋仁右衛門に売捌きが命じられており⁽¹⁰⁾、制産方は勸農政策を取行っているものと思われる。

次は制産方としての史料であるかどうか不明だが、堤平兵衛が扱っているもので恐らく制産方の仕事に属すると思う。嘉永七年、「甘蔗仕立之儀功者之もの罷越居候付、柏木勘八郎・堤平蔵両人右之者召連、京都・仲津両郡荒地・荒畑等見立、植付圃方等為致候付⁽¹¹⁾」と甘蔗栽培の普及に当らせ、又万延元年種子麦の不足の際、堤平兵衛に命じて下関にて種麦三〇俵程買取らせ、領内に売払わせている⁽¹¹⁾。又水田稻の改良種を「嶋村太夫遠国方取寄候而、奉行所差図ニ而昨年企救郡江一升程相渡、三手永ニ試植付候所至極出来立宜、三合何勺位之種ニ而四斗余之籾出来、夫を当年五郡二分ケ被為植付候⁽¹²⁾」とあるように、稻の新種採用による収穫増を目指している。

制産方の中止に引続き、産物方の廃止が慶応元年六月達せられた⁽¹³⁾。その後生蠟は九月になって、田野浦問屋幸作・栄左衛門・吉右衛門の扱いで、御元方による買上げが行われた⁽¹⁴⁾。又田野浦御茶屋番林次郎兵衛が生蠟荷数出入・直段等の吟味役を命じられた。一二月になって生蠟・葛・鶏卵の大坂表積登せの規定が出た⁽¹⁵⁾。荷主が大坂へ積登す時は御元方よりの添状を持参し、大坂蔵屋敷の中村平三郎の改を受け、希望の問屋へ売払った後代金を蔵屋敷に納め、受取書を持って帰倉し、その上で御元方より代札を受取る。前借したい者は見込相場の半分を、前もって御元方より渡される。それには前借した日より大坂蔵屋敷へ代金を納めるまで、一五日迄は無利子、一五日を過ぎれば前借の札に割の利子がついた。

以上、小倉藩の産物会所仕法、更にその前後の政策を述べたが、藩の利益の取り方に、流通段階でとる産物方益銀もしくは口銭と、慶応元年の仕組に端的に表われているように、荷主の大坂での売捌代金即ち正金銀は藩に、領内の荷主へは藩札を渡すといった方法とがあり、この後者の方に特に藩の利益があった。産物会所仕法でも、生蠟為替の

貸付の清算は札渡しであった。従って、産物方の取扱い荷物が多ければ多い程、藩にとっては有利であった。野口喜久雄氏は、「産物買上げが利潤を入手するためというよりは、大坂借銀の調達のためのものであった」と指摘されているが、領内では藩札でもって産物を集め、それを大坂に送ることによって得た正金銀は藩の財源に入れる、といった仕組より得る利潤もまた、小倉藩に国産政策を繰返させた理由の一つであろう。

四 千原家より小倉藩への貸付

万延元年万屋助九郎が二人扶持を頂戴した理由に、産物仕組に利益があがったこと、日田表にての御元方銀談が年々都合よくいったことが言われている。ここで千原家より小倉役場もしくは領内農民・商人への貸付を具体的に見ていくこととする(第2・3表)。

小倉藩への貸付は、第2・3表における小倉役場と万屋・柏木・堤三商人への貸付をプラスしたものと思ってい。慶応二年より三年にかけて、三商人の滞り銀が小倉役場に移行していることからわかる(第3表)。万延元年以後、二万両を超える貸付がなされ、滞り銀は文久三年以降一〇〇〇貫目を越えている。

諸大名への貸付は日田金の常として、一商人が一人で受持つことはなく、数人の出資者がいて、その藩の御用達が仲介者となっている。千原家の小倉藩への貸付も同様である。

柏木勘八郎・森貞右衛門左衛門、御元方調達限分式千五百両證文・御米本預り三百石宛九枚□□□送り来ル

この史料より、安政二年に御元方の調達金に隈町銀主より出銀があり、その抵当に米證文が出されたことが分る。

この外、同年「万屋助九郎・柏木勘八郎兩人貸之内、三印出金二百両」、同年久二二〇〇両・田一〇〇〇両・三印三〇

〇両、また哉・千等の出金が見られる。また文久三年は小倉藩では御台場の増設、長州兵による田の浦占拠等があつた年で、調達金八〇〇〇両を豆田・隈両町の者より出金し、追加の二〇〇〇両は一〇〇〇両を千原家が、残りは他家

より調達した。第一次長州征伐のあった元治元年には、五〇〇〇両のうち五三五両を千原家が負担し、残りは他商人より出金。更に追加の五〇〇〇両は日田及びその周辺の富裕層より出金した。貸付には為替も含まれている。

利子は月一歩一歩二厘が多く、慶応三・四年になると一歩五厘というものもある。又安政五年の産物方万屋・柏木貸一五〇〇両のうち、「此内千両ハ内證月一歩ニして、一厘丈万屋へ可渡極」と、一〇〇〇両に対する利子の一厘分だけは万屋が受取るといった内證事もある。「仕入帳」で見ると、安政二年までの小倉役場・三商人からの返却は良い。しかし、安政三年四月以後の大部分には返済の記入がなく、残金は「二納帳」或は「御銀帳」へ出すことになっているところから、返済が先々に延ばされたものと思われる。⁽¹⁷⁾ 抵当は、三商人の場合は家屋敷又は郡土蔵米、或は玉江米預り等、主として米である。次にその一例をあげる。

金子借用御蔵米引当證文之事

一金子二千両也

為此引当御蔵米二千石

但、旅出御印附

これは文久三年四月、柏木勘八郎より丸屋幸右衛門宛の證文で、⁽¹¹⁸⁾ 請人は行司玉江彦右衛門となっている。

小倉役場への貸金には抵当の記載がない（仕入帳）。慶応元年一月、小倉御元方役場二七〇〇両の貸付に対し「米可請取極ニ而出金候処、寅八月一日瓦解ニ付、其後申立御米百石願受」とあり、又明治初期の貸付に対し米預りが渡されているところから、やはり抵当は米であつたらう。

農・商人への貸付は嘉永六年からが多くなる。千原家の嘉永三年の「買物帳」に「櫛実買入覚」の記載があり、「豊前中願司櫛」^(中元)の書入れがある。又安政二年の分には弓削田村俊兵衛より弓削田櫛の購入の記載がある。千原家が櫛を

扱い始めた嘉永元年、豊前田川の榎を前貸で集荷し始めたものと思われる。中元寺村庄屋貞五郎に嘉永元年一五兩の貸付がみられるのはそのためであろう。銀札貸付の記載は嘉永六、安政三年に多く、四年に一例で、その後は両記載になっている。銀札六貫八二四匁を一〇〇兩としている。安政二年以後「仕入帳」に抵当の記載がないが、恐らく家屋敷・田畑か米で榎の抵当は少ないと思う。これは嘉永六年「苜田・猪の膝へ榎実引当貸分、榎直段引合候ハ、可受取積ニテ兩人遣、銀札三百目相渡置」といつているように、榎の相場が不安定で貸付額に値するだけの榎実の量の認定がむづかしいというよりは、産物会所の設置が大きな要因であろう。

農村内への貸付で圧倒的に件数が多いのは田川郡で、その中でも猪膝手永内に多い。田川郡に次いで仲津郡が多いが、文久三年以後上毛郡に対する貸付額が増えている。これは宇嶋・八屋の商人への貸付が増えたためで、万屋助九郎の悴欣右衛門・佐藤文五郎・榎屋慎吉・同慎六等が対象になっている。京都郡の慶応二年の六〇〇〇兩は行事玉江義平への貸付である(第2・3表)。

農村への貸付の対象は大庄屋・庄屋クラスが主で、それは個人の借金というよりは村全体のための借用である。文久三年四月、田川郡の村々より、田方根付金に差支えたため月一步の利足で七〇〇兩を草野忠右衛門・伊豫屋儀七・千原より借用している。猪膝町榎三郎(のりま)は嘉永六・七両年で千兩の借金を、又大庄屋繻小左衛門・添田真兵衛は安政五年連名で二八〇〇兩もの借金をしている。大庄屋金田小左衛門と伊田直右衛門は同六年に連名で一二〇〇兩を、更に文久元年上野助右衛門も加わって三〇〇〇兩を、又金田小左衛門は同年三〇〇〇兩を、築城郡では安政三・四年に椎田三治・安武市六が両年で九〇〇兩の借用をしている。この頃の日田金の浸透と農村内部の荒廃が伺われる。

農村における日田金の滞り金が問題になるのは安政に入ってからである。嘉永六年三月大坂町奉行より触出されたこともあって、「他領ニ而借用不致候而難相叶義者無余義次第申出、大庄屋村役等借用證文調印之上筋奉行奥判申受致借方、上御面倒筋ニ不拘様返済方実情可取斗¹¹⁷」との違が出た。安政四年、「今日日田表丸屋幸右衛門手代并小石原

又三郎与申者郡屋ニ參、俊平借財之義申出、尚又拙者□二郎有之候證文引合呉候様申出候」と、上弓削田村庄屋福田俊平の丸屋幸右衛門からの借財の清算が始まった。⁽¹²⁰⁾金二〇〇両を上弓削田・下弓削田・河原弓削田・宮尾村々の田地代を引当に借用し、一八〇両が残っている。そこで金田手永大庄屋金田浅右衛門が田地を買取り、それでもって清算することになった。⁽¹²¹⁾同年河原弓削田村庄屋を勤めていた真三郎は日田表等よりの借財が嵩み、庄屋役御取上となつて⁽¹²²⁾いる。

五 小倉藩の公金借用

御貸付金（公金）は、御用達商人の仲介で日田郡代役所より直接藩に貸出されるものである。第4表に小倉藩が借りた公金を掲げてみた。公金は千原家が御用達になる以前より借りていたことが、嘉永五年十二月一〇三九両を上納していたことからわかる。千原家は公金を小倉藩に紹介して、一〇〇〇両につき三五両の挨拶料をもらった。この公金の小倉藩側での取扱いの一人が堤平兵衛であった。安政六年十月「小倉堤平兵衛へ、御貸付金義何程いよいよ入用之処申遣ス」、文久二年十一月「御貸付金いらぬ事早々為知候事、堤平兵衛へ申遣ス」と千原家より公金の要・不要を問合せている。又「御貸附金当冬御渡方相成候節者一寸当方へ御為知可被下候、雑用金其郡方取立之上飛脚差立させ候様仕度⁽¹²³⁾」と、堤平兵衛が村々より雑用金を取立てるといっている。この雑用金とは公金を借入れるに必要な諸費用であつて、千原家への挨拶料三・五%、日田役人への挨拶料⁽¹²⁴⁾等で、借用村より取立てている。

公金の借用時期は、だいたい十二月の日田年貢銀の皆済が終つた時点である。その時余分の日田御役所の金を貸付けているようである。そして「いつも御貸付金新ニ御貸付相成候節者、十二月一ヶ月之利金上納可致事」と、一ヶ月分の利子を差引いて渡された。貸出されるとすぐ藩は仮證文を出すが、日田御役所へは仮證文が出来るまで千原家が預り證を出す。返済は逆に、小倉藩より千原家へ正金が渡されると、千原家がそれを日田御役所へ納金するまで千原

第4表 小倉藩の御貸付金拝借一覧

小倉本藩

小倉藩の産物会所と日田金(楠本)

安政	2.7	500両 (田川郡村々)
	3.12	1500両
	4.正	500両 (仲津郡大橋村)
		500両 (築城郡安武村外1ヶ村)
		1000両 (上毛郡)
	5.正	1500両 (仲津郡光等村外2ヶ村)
	6.正	400両 (京都郡草野村外3ヶ村)
	6.12	500両 (仲津郡真菰村)
	7.正	2200両 (仲津郡田中村)
	12	1900両
文久	元.12	1000両
		560両 (小児養育荒地起返御手当 仲津郡国作村、天生田村年利1割8年賦)
	2.12	3315両3分 永124文6分
	3.12	1432両 永121文5分
元治	1	3000両 (10ヶ年賦)
慶応	1	1389両3歩余 (京都郡)
		36両1歩余 (京都郡、小児養育荒地起返手当)
慶応	2	2000両 (10ヶ年賦)
	3	2000両 (1ヶ年限)
		2000両 (村方手当)
		2000両 (宿々助成)

千束藩

安政	6.12	500両 (5ヶ年賦)
万延	元.12	900両 (")
		103両 永181文3分 (大川野宿手当、年利1割上毛郡塔田村)
文久	元.12	515両3分 永128文7分
	2.12	118両3分 永45文6分
元治	元.冬	452両2分 永227文3分 (小児養育荒地起返手当)
		219両2分 永211文4分 (" 無利足)

※千原家日記、小倉御用達心得方手控(千原家文書7930)、負債取調御届帳より作成

家が預りを出す。納金しても又そのまゝ千原家に貸渡される例もあり、その場合は千原家の公金預りとなる。文久二年七月になると、他藩の返済分までも千原幸右衛門預り書をもって納めるように言い渡された。小倉藩が差出す本證文とは、御貸附金拝借證文と御貸附金拝借賃地證文で、村が借りてその村より證文を出す形をとっている。本證文が出来上がるのは仮證文を出して一・二ヶ月後のことである。

小倉藩の公金借用も回数が増え額も増加し、村々の困窮も更にひどくなると、千原家へ返済期間の延期の取持ちを依頼し、日田御役所と小倉藩の間に入って千原家は苦慮した。文久元年二月に「御貸付金之義先年方之分も一同ノ八ヶ年賦」となって、小倉藩側の喜びは大きかった。⁽¹⁶⁾更に同二年「御貸付金皆返納のところ、此度小倉様御事公儀上格御供何敷御物入多と奉察候ニ付、是迄之通年割返納でも出来可申様内々申遣」と年賦割が出来ることを伝えている。

又公金の借り方に日田商人の名義でもって借りた例がある。安政三年、「先度御貸附五百金田嶋村要右衛門・俵屋藤作兩人借用主ニ而、太郎兵衛證人印形仕置候分、利金式拾五兩来月十日迄ニ上納仕候様」と、幸右衛門は小倉郡方役人松井・安田・土岐宛に書状を出している。田嶋村要右衛門は仲津藩御用達を務めている日田商人で、太郎兵衛は千原藤右衛門のことである（「千原家文書」九九五）。

文久三年、小倉藩は台場（紫川河口の東西・大里・葛葉・連戸・門司）⁽¹⁷⁾の築立、五月には梵鐘借上げの触達を出し、梵鐘までが大砲弾丸にされる等長州征伐を控えて軍備増強に力を入れている。「□町辺の裏へ台場海手の方へ出来候間、毎日御家老様御才判御出張相成、家中小役人町方人足大造之由也」⁽¹⁷⁾と、その頃の模様が千原家に伝わっている。このような軍備費への出費増に対して小倉藩が期待したのは、千原家の資金を中心とした日田金と共に公金の借用であった。この年郡代が交代し、窪田治部右衛門が入部した。同年四月、「岡村権兵衛様」⁽¹⁸⁾石川次郎左衛門様御出張、御貸附金二万兩御拝借相成少しも無之旨被申候処、一町重立候ものへ御声懸りニ而出金致ス」と公金貸付の金子が無いので、豆田・隈両町の商人より郡代の御声懸りで出金させるということである。八〇〇〇兩を両町商人より、

四〇〇〇兩を久・千の公金預りの中より貸渡そうとするものであった。そして、残りの八〇〇〇兩は買替納米の金子でもって融通した。「日田・下毛郡当亥御年貢江戸御廻米買替納」の分として蔵米八〇〇〇石（但二万俵）を売渡す約定で八〇〇〇兩を融通、「買替御米売渡證文」を堤平兵衛・玉江彦右衛門・柏木勘八郎・森文六・万屋助九郎より草野・広瀬・丸屋・手嶋・森・山田半四郎・同作兵衛宛に出している。

しかし同十二月、「御貸附金之義吉田様江相伺候処、諸家様方当冬納金延納願出何分御繰合難被成趣、当冬凡四千兩御取立出来候得者、二千兩広瀬源兵衛連名を以御調達申上候口江御引取二千兩当冬御貸渡申上候筈、左候得者四千兩御貸附出来候訳ニ相成、右之内広瀬源兵衛・私方御調達申上候二千兩口相済候様可相成筈之處、未タ二千兩茂相納り不申候」と幸右衛門より小倉藩の石川次郎左衛門へ宛てている。諸家様というのは対馬・延岡藩等で、どこの藩も融通逼迫の状態で返金が延納になっているため、小倉藩への貸付金の繰合せが出来ないことを伝えている。結局文久四年正月に一万二〇〇〇兩は調達された。

同年、郡代は公金三〇〇〇兩を十ヶ年賦で小倉藩に貸付け、更に両町・郡方の者へ「小倉軍用金急場入用差支に付」と五〇〇〇兩、五〇〇〇兩都合一万兩の出資を命じた。

公金が藩財政にとり入れられたのか、もしくは村で費消したのかは問題のあるところであるが、次のような名目のある御貸付金は村で、第一・第二長州征伐前後の公金は恐らく軍事費に使われたものと思われる。

万延二年、「大川野宿手当御貸附」が千束藩上毛郡塔田村に利足年一割でもって貸出された。その時の御貸付金高は一〇〇三兩永一八一文三分で、この中九〇〇兩は五ヶ年賦、残りの一〇三兩余が「大川野宿手当」で、三ヶ年の据置となっていた。慶応元年正月同じく千束藩に小児養育・荒地起返御手当貸付として四五二兩二分余、無利足の分二一九兩余の貸付があった。

公金の返済は優先された。郡中への御下札があった場合、「日田拝借上納分」を除いた上で手永に分けている。

御下札四拾貫目相渡り、右之内拾三貫目程日田拝借上納ニ林蔵手元へ相残、残り式拾七貫目程送り来候付、御一手永五メ目ツ、差出可申候之間、慥成受取人御遣可被下候、以上⁽¹²⁸⁾

又慶応三年には、「日田表返金之分、御撫育御積立金之内ヲ以振替貸渡シ候口ニ者、正金上納可被致候」と、日田への返済を撫育積立金で立替えたことがわかる。文久四年、小兒養育・荒地起返御手当御貸附金として京都郡の村々が借用した一三八九両余、又同年五ヶ年賦で京都郡谷村が借用した三六両余は、「丙寅変動之砌」、つまり第二次長州征伐後より小倉藩の引受けとなっている。⁽¹³¹⁾

明治の小倉藩財政整理では、元治元年の三〇〇〇両以降、一万一〇〇〇両が日田郡代よりの借入れとなって支払いが停止している。小倉藩の第二次長州征伐後の藩政・財政の混乱が伺い知れる。

六 小倉藩への貸金の清算

千原家より小倉藩への貸付が、如何に清算されたかを見てみる。前述したように、慶応二年に産物方の清算が行われ、三商人の借金残高が減って小倉役場の残高が増した（第3表）。

金子借用年割返済證文之事⁽¹³²⁾

一金五千両也

此引当拙者共三人家屋敷引当證文

右者産物方仕入金借用罷在候処、一同御返済出来兼候ニ付、請人を以無利足年割返済御相談申入候処、（略）無利足拾ヶ年賦御納得被下忝存候、然ル上者々十二月十五日頃其地へ差立、急度返済可致候（略）

これは慶応二年五月、万屋助九郎・堤平兵衛・柏木勘八郎より千原家に宛てた證文である。三商人の産物方仕入金の借用残高は五〇〇〇両で、交渉の結果無利足十ヶ年賦となり、毎年五〇〇両を納めることとなった。しかし、その

五〇〇両の返済が思うにまかせず、万屋助九郎は一四三両余送ってきて残りは堤平兵衛分というが、堤より返金はない。そこで小倉藩に願出て、「産物方年賦金堤平兵衛分、今ニ仕向呉不申候、元來産物方調達金誰分何程と申仕訳無之¹³³」と、千原家の方では産物方貸付金は三商人の共同責任で、誰がいくらとは区別していないといっている。

産物方廃止後明治元年までの貸付は、小倉役場・三商人共にそれ迄の貸付高に比べてごく僅かである（第2表）。これに対し、千原家より小倉藩に対する借用が始まった。慶応元年十一月、「万屋助九郎・柏木勘八郎江御下ヶ相成居候金二千両之義（略）何卒御下渡被下置候様¹³⁴」と千原家より願出た。更に

一金三千兩

右金拝借奉願上候処御貸渡被下置、難有慥請取拝借仕候処、実証ニ御座候、然上者当月廿日限御返納可仕候、依之金子拝借證文奉差上置候処、如件

千原幸右衛門¹³⁴

小倉御勝手方御役所

金拝借仮證文之事

一金式千兩

右金拝借奉願候処御貸渡被下置、難有慥請取拝借仕候処、実正ニ御座候、追而本證文与引替可奉差上候、依之仮證文奉差上候処、如件

慶応二寅九月 千原幸右衛門¹³⁴

小倉御郡方御役所

と、勝手方と郡方より五〇〇両を借用し、三〇〇両はすぐに返済している。

又「千原家日記」には米の売買の記載がある。千原家が借用時にとった米預りを正金に替えているのである

小倉藩の産物会所と日田金（楠本）

うか。

覚

小倉行司蔵米百八拾石

右蔵米売渡候處実正也、此ノ上者御入用之節当方江御申出被成次第、小倉表へ蔵出願出相渡候様可取斗候、仍而売渡書付、如件

慶応二寅三月十一日

①

又ス殿

千原家は、日田商人酢屋へ行司蔵米を売渡している。又慶応三年には幕府より小倉藩へ米が下渡され、日田郡代支配地より米の支給があった。⁽¹³⁵⁾それを千原家が売捌いている。同年六月に筑後にて売払った。

筑後ニ而、千石御渡米売捌方与次兵衛悻勝太郎差置候処、別紙之通都合先へ売捌申候、只今筑後米壹俵斗り廻し候得者、三斗五升八・九合ニ相廻候得共、久留米役人中江肴料内ニ差出、且又当御役所ノ御差遣相成候御出役江肴料内ニ差出、内実者斗り廻しなし之処相願候間、三斗五升廻りニ而御渡相成、凡米貳拾四・五石ハ余慶之もの出候間、先日当御出役様江金三千疋差出、此節又々三千疋差出申候。⁽¹³⁶⁾（略）

これは千原家より御勝手方元ノ大石半蔵に宛てた書状である。米の売捌相手は久留米山本屋儀右衛門である。そして、売払った金子はそのまゝ、小倉藩に渡すことなく千原家に留置いて、小倉藩への貸付の清算に使おうとしている。

久留米ノ御払米代貳千金、私方へ受取御預り奉申上候、日田銀主并私方へ御返金之内御立用可仕候、跡御返金、何卒幸六引取候迄ニ被仰付候様。⁽¹³⁷⁾（略）

又同年十二月には、蔵米三〇〇石と一〇〇石を小倉御元方役所より借用している。このうち一〇〇石は「御領内江も大小之口有之、御下渡相成兼可申二付、別段拝借願」⁽¹³⁸⁾ったといふことであり、領内への貸付残高を名目に蔵米一〇

○石を借りた。

翌四年七月には「先月下旬御上納差支必至迷惑仕候間、香春表へ罷出重々御歎願申上候処、金六千五百両辻御拝借被仰付、小今井助九郎・⁽³⁹⁾柏木勘八郎・玉江彦右衛門三人を為替手形御渡ニ相成、大ニ難有奉存候」と、上納銀に差支えた千原家は、小今井より金場小平治宛の為替手形三五〇〇両、柏木より金場宛一五〇〇両、玉江彦右衛門より淡路屋正三郎宛一五〇〇両の為替手形を借用している。

明治元年一二月の「小倉調達金取調書」より小倉藩への貸付残高を見てみると、慶応三年一月段階で、元金一万五〇〇両、四〇〇〇両、九〇〇〇両（限・豆田銀主七人で調達分）、一〇〇〇両（慶応二年調達）、一七五〇両（慶応三年調達）が残っており、これに対する利子から千原家が売払った小倉藩の米代を引いて残金を出している。この残金に対して、「酢屋勤次・勘三郎江御払米代立用之分御沙汰ニ申来候分」と、酢屋への払米代で清算するように指示している。又元治元年八月、両町商人より調達の五〇〇〇両（年利八朱、五ヶ年賦、窪田郡代奥書有り）、同九月調達五〇〇〇両（両町及び日田・玖珠・怡土郡の者より調達、年利八朱）は、合わせて六〇〇〇両が残っている。

小倉藩と千原家の貸借関係がこの後どのように清算されたかは、廃藩置県後を見なければ解らないが、それは今後の課題としたい。

ま と め

嘉永六年の対外関係の緊迫化を契機に軍備増強に力を入れた小倉藩は、その財源捻出のため、同七年（安政元年）より財政改革を行なった。すなわち、上方の借銀滞り分を二五〇年賦にし、産物会所を設けて領内諸産物の流通統制を行なった。その際、銀主を日田の千原家とし、産物会所の担い手に小倉藩の特権商人万屋助九郎・柏木勘八郎・堤平兵衛の三商人を命じた。そして、会所仕法によって領内産物を藩札で買集め、それらを販売して得た正金銀を藩の

財源に入れた。千原家は小倉藩に、自己資金のみでなく他の日田商人よりも出資させ、又日田郡代と小倉藩の間に入って公金の世話もした。特に長州征伐前後に多額の公金並びに日田金を世話した千原家の存在意義は大きい。

嘉永期に低迷していた千原家の経営は、その後、小倉藩に融資することによって持直し、一時的に資産を増加させた。又宇嶋の万屋も同様であった。このような小倉藩・万屋・千原家の共存関係も、文久年間には崩れ始めた。文久二年小倉藩からの呼出しに千原幸右衛門は応じなかった。しかし、それまでの経緯上、結果的には文久年間には千原家は多額の出資を産物方にせざるを得なかった。慶応元年産物会所の廃止に伴ない、小倉藩への融資金の滞りと、大口出資先のない千原家の経営は悪化した。そこで、小倉藩への貸付金の回収に当って、金子・蔵米の借用、米の販売代金の差押え、融通講金の流用等の手段を講じたが、元金の残高は一万両を超えていた。

今後明治政府の藩債処理について、又千原家の没落の原因を探ることが課題である。

〔注〕

- (1) 「日田・千原家の経営とその推移」（『九州文化史研究所紀要』二五号）。
- (2) 「御町役人動向御扶持御役料給料定控」（小林安司氏所蔵文書を九大文学部助教中村質氏所蔵写真版で見せてもらった）。
- (3) 「奥備衆福帳」（『千原家文書』三八〇）。
- (4) 「千原家日記」（『右同』二五四二）。
- (5) (6) (7) 「友枝家文書」二・六・一四。
- (8) 「御国産拝借年賦寅卯両年上納通」（『友枝家文書』四九三）。
- (9) 「小今井家文書」（北九州歴史博物館所蔵写真版より）。
- (10) 野口喜久雄「小倉藩における国産政策と御仕入板場」（『歴史学・地理学年報』六号）。『田川市史』。万屋の献金・先納金・両替準備金はこの両論文による。
- (11) 「友枝家文書」一四 嘉永五年二月二日。この外、私札を出した者に、京都郡行事村玉江彦右衛門・同新屋半六・仲津

郡大橋村柏木勘八郎がいる。

(12) 前掲野口喜久雄氏論文。

(13) 「友枝家文書」九四 嘉永三年二月。

(14) 「友枝家文書」六 嘉永四年四月二三日。

(15) 「千原家日記」(「千原家文書」一二五三七)

(16) 安政五年暮、養子太郎兵衛が藤右衛門と改名して十一代を相続したが、小倉藩に御用達の相続を願出る時に、御用達は弟郡右衛門に、銀主は藤右衛門が務めると願出た。結局、この分業願は聞入れられず安政六年三月、藤右衛門に御用達相続が仰付けられた。

(17) 「永井家文書」一六。

(19) 「田川市史」に、武備整備のため三〇〇〇両余の御用借が郡方に申付けられ、郡内よりは、これを献金として差出したとある。外に「永井家文書」一六。

(20) 内膳はこの年二月二十六日、御勝手方を引受けた。

(21) 「永井家文書」一六。

(22) 森田武「幕末期における幕府の財政経済政策と幕藩関係」(『歴史学研究』四三〇)。

(23) 「永井家文書」一六 嘉永六年一〇月一七日。

(24) 「永井家文書」二四一。

(25) 「友枝家文書」五。

(26) 「六角家文書」二の四。

(27) 「永井家文書」二四一。

(28) この時の郡代は御元ノを兼帯し、生軺方御用懸も引請けていた。

(29) 上毛郡の場合(「友枝家文書」五)を要約すると、「一御鷹の餅鳥取方相止め、一宗門御改は五年目に一度、一御定免の年は、小倉にて御免極め、一納米御勘定諸帳面仕立方に付、一御免札御改の義、一御用大梅・渋柿・蕨・堅石・蕎麦・艾・苧柄代納の事、一諸奉加の事、一肥代米等積出の節の運上銀の事」、これに年貢の御郡取立が加わっている。他郡よりの要求もほぼ同じである。(「六角家文書」八七(六)―四参照)。

(30) 「友枝家文書」五 嘉永七年七月八日。

(31) 「六角家文書」八七(六)―四。

(32) 「永井家文書」二四一 嘉永七年七月九日。

(33) 「友枝家文書」五 嘉永七年七月二三日。五月には御下台所入用取立の大梅・文納方の内減が仰渡された。

(34) (35) (36) (37) 「永井家文書」二四二。

(38) 「永井家文書」二四一 嘉永七年八月一日。「友枝家文書」五 同年七月二十九日の条には、「御郡中無酒賄八分、音信贈答一切不相成」の記載がある。

(39) 「永井家文書」二四一 嘉永七年八月五日。

(40) 安政三年七月二五日の条に、「納米之義当年者先田川郡斗御元ノ取立、其余五郡者昨年通、地方取立可致旨御沙汰有之」とある。

(41) 安政二年七月以降、嶋村志津摩と共に勝手方を引請けていた(「六角家文書」二一五)。

(42) (43) 「永井家文書」二四四 安政四年五月二日・同閏五月一日。

(44) 嘉永七年一〇月八日、「当夏御用借金」一〇五七兩仲津郡より取立(「永井家文書」二四一)。安政二年一〇月二六日、「当年も去寅年之通先納金十一月限先納ニ相成候様致度」、同年二月一七日、「江戸表大地震ニ付献金」(「永井家文書」二四二)。

(45) 嘉永七年四月には手代役の御免、六月には検見定役・炭方役・郡方吟味役・作事場所改役・夫遣役・集銀人の人減が行われている。

(46) 「元豊津県財政に關スル書類」(九州文化史研究所蔵B―五―二六)。

(47)

江戸飯島喜左衛門	元金四四五八兩	無利足三〇年賦	弘化年より支払中
森川五郎右衛門	同 三〇六一兩	同 五〇年賦	同
同	同 四四二四兩	同 一〇〇年賦	天保一〇年より支払中
海禪寺	同 二九三兩三步	同 三五年賦	嘉永五年より支払中
三村清右衛門	同 一万三二二一兩	同 五〇年賦	嘉永六年より支払中

- (48) 「六角家文書」七〇―三。
- (49) 「友枝家文書」二〇三〇 安政二年五月一七日。
- (50) 「六角家文書」二一四、「友枝家文書」五、「永井家文書」二四一。
- (51) 「永井家文書」二四一 嘉永七年六月一日。
- (52) 「六角家文書」九一九 嘉永七年五月、「友枝家文書」五 同七月。
- (53) 前掲野口喜久雄氏論文。
- (54) 「井本家文書」(福岡県文化会館所蔵フィルムより)。
- (55) 「永井家文書」一四。
- (56) 勘八郎は慶長四年段階では酒屋をしている。勘七は七人扶持を頂戴していた。
- (57) 森貞右衛門と同一人物で、御用板場を引受けている。田川郡惣代は恐らく金田四郎兵衛であったと思われる。
- (58) 「永井家文書」一四 嘉永四年二月六日。
- (59) 前掲野口喜久雄氏論文。
- (60) 「永井家文書」一五。
- (61) 「六角家文書」九一―一六。
- (62) 前掲野口喜久雄氏論文。
- (63) (64) 「六角家文書」七〇―三。
- (65) 「友枝家文書」一四。
- (66) 前掲野口喜久雄氏論文。
- (67) 「永井家文書」一五。
- (68) 「永井家文書」一六 嘉永六年正月二三日。
- (69) 「六角家文書」二一三。
- (70) 「六角家文書」一一―二七。
- (71) 「六角家文書」八七(六)―一六四。
- (72) 「六角家文書」二一四。野口喜久雄氏は嘉永四年以降、同一の仕法が存続したと考えられているが、嘉永四年よりの分は、

田川・仲津両郡において藩宮の御用板場の経営が始まったのみで、全体的な産物の規制は嘉永七年に始まった。

(73) 前掲「負債取調子御届帳」。

(74) 「小今井家文書」。

(75) 「千原家文書」九九五。

(76) 「千原家日記」（「千原家文書」一二五三七）、以後出典のないものは、千原家の「日記」からである。

(77) 「友枝家文書」五 嘉永七年十一月二二日。

(78) 「永井家文書」二四一 嘉永七年八月二七日。

(79) 「六角家文書」九一二。

(80) 「六角家文書」九一二〇 安政二年六月。

(81) 「友枝家文書」一三 安政三年五月一四日。

(82) 「永井家文書」二四一 嘉永七年八月八日。

(83) 「六角家文書」九一二。

(84) 「永井家文書」二四二 安政二年正月、同三月九日。

(85) 「六角家文書」二四四 嘉永七年二月一九日。

(86) 「永井家文書」二四二。

(87) 『近世大坂の物価と利子』（大坂大学近世物価史研究会）。

(88) 「六角家文書」九一二二 安政五年八月。入札願の打診は安政四年より行われていた（「六角家文書」二一六）。

(89) 前掲野口喜久雄氏論文。

(90) 「永井家文書」二四一。

(91) 「六角家文書」二四四。

(92) 「永井家文書」二四二。

(93) 「六角家文書」二一五。

(94) 「六角家文書」九一二〇。

(95) 「永井家文書」二四二 安政二年二月一七日。

- (96) 「友枝家文書」一三。
- (97) 「永井家文書」二四五。
- (98) 「永井家文書」二四五 安政五年二月三日。
- (99) 「六角家文書」二〇一―一九一―一四 安政四年七月二三日。安政五年九月、散米一〇〇〇石が御元方より買付けられている。
- (100) 「永井家文書」一三 万延元年一月一日。
- (101) 「永井家文書」二四六 万延二年二月一日。
- (102) (103) (104) 「永井家文書」二四七。
- (105) 「永井家文書」二四八 文久四年二月二日。
- (106) 「六角家文書」二一六 安政四年三月五日。「同文書」二〇一―一九一―一四 同年八月五日。
- (107) 「永井家文書」二四四 安政四年四月四日。
- (108) 「永井家文書」二四四。
- (109) 「六角家文書」二一五。
- (110) 「永井家文書」二四一。
- (111) 「永井家文書」一三 万延元年一〇月。
- (112) 「永井家文書」一三 安政七年三月二日。安政五年四月、早稲の新種「占城稻」の試作が行われている(同文書二四五)。
- (113) 「友枝家文書」二〇三四 慶応二年四月一日。
- (114) 「永井家文書」二四九 元治二年九月四日。
- (115) 「永井家文書」二四九 元治二年二月一日。
- (116) 前掲野口喜久雄氏論文。
- (117) 「店卸帳」では、安政期から慶応二年までは純益がでて、経営内容が大変良いように見える。しかし、内容をよくみると、安政三年四月以降藩への融資金の返済の遅延、もしくは領内農・商人への資付金の滞納がみられる。この段階では未返済の貸付も「店卸帳」の貸付の項に入っており、資産の一部に計上されている。この滞納部分が整理されるのは慶応二年以降のことであり、慶応三年の「店卸帳」で極端な赤字が出ているのは、滞り金の整理も一因となっているのであろう。
- (118) 「千原家文書」九九五。

- (119) 「永井家文書」一六。
 (120) 「六角家文書」二〇—一九—一四安政四年六月八日。
 (121) 「六角家文書」五七—三。
 (122) 「六角家文書」二〇—一九—一四 安政四年六月一九日。
 (123) 「永井家文書」三一—五四。
 (124) 文久元年、京都・仲津両郡が三〇〇〇両の拝借を申入れた時、日田郡代役所の元ノ二人に二〇〇疋宛、懸り役二人に一〇〇疋宛を渡している。これら諸経費も雑用金として村々から取立てられたものと思う。
 (125) 「永井家文書」三一—四〇。
 (126) 『田川市史』。
 (127) 「千原家日記」文久三年三月二三日。
 (128) 「千原家文書」七九三〇。
 (129) 「永井家文書」二四六 万延元年一月一五日。
 (130) 「永井家文書」一七。
 (131) 前掲「負債取調子御届下帳」。
 (132) (133) 「千原家文書」九九五。
 (135) 「千原家日記」の慶応三年七月一八日の条に「小倉へ従公義御下渡米」とあり、同二年正月一三日の条に、「小倉へ被下米四日市附ニ而御買上之義、小倉役方ノ御頼越」とある。
 (136) (137) (138) 「千原家文書」九九五。
 (139) 万屋は慶応元年に改姓して小今井を名乗っている。
 (140) 「千原家文書」一二三九

なお、「千原家文書」・「六角家文書」・「永井家文書」・「友枝家文書」は、九州大学文学部九州文化史研究施設所蔵である。また本稿の作成に当っては、九州大学文学部九州文化史研究施設教授藤野保先生、同教養部教授野口喜久雄先生より御助言を賜わった。ここに記して厚く御礼申しあげます。